

ご利用料金案内

☆☆☆ 訪問リハビリテーション ☆☆☆

	施設利用料 (20分/1単位)
1割負担	333 円
2割負担	665 円
3割負担	998 円

*上記以外、提供サービスに応じ下記について加算させていただきます。

《要介護1～5》

- ☆ リハビリテーションマネジメント加算 A1 195 円 (390 円・585 円) / 月
通所リハビリテーション計画を理学療法士・作業療法士等から利用者又は家族へ説明し、リハビリテーションの質を管理した場合に加算されます。
- ☆ リハビリテーションマネジメント加算 A2 231 円 (462 円・692 円) / 月
リハビリテーションマネジメント加算 A1 の算定要件に加え、計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、サービス提供に活用している場合に加算されます。
- ☆ リハビリテーションマネジメント加算 B1 488 円 (975 円・1462 円) / 月
訪問リハビリテーション計画を医師から利用者又は家族へ説明し、リハビリテーションの質を管理した場合に加算されます。
- ☆ リハビリテーションマネジメント加算 B2 523 円 (1,046 円・1,569 円) / 月
リハビリテーションマネジメント加算 B1 の算定要件に加え、計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、サービス提供に活用している場合に加算されます。
- ☆ 短期集中個別リハビリテーション実施加算 217 円 (434 円・650 円) / 日
利用者様に対して、退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合に加算されます。
- ☆ サービス提供体制強化加算
一定基準の職員が配置されている場合は下記の料金が加算されます。
 - ① 訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が7年以上の職員 (I) 7 円 (13 円・20 円) / 回
 - ② 訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の職員 (II) 4 円 (7 円・10 円) / 回

《要支援1・2》

☆ 短期集中個別リハビリテーション実施加算 217円（434円・650円）／日

利用者様に対して、退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合に加算されます。

☆ 12月超減算：6円（11円・17円）／回

利用を開始した日の属する月から12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行った場合減算されます。

☆ サービス提供体制強化加算

一定基準の職員が配置されている場合に下記の料金が加算されます。

- ① 訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が7年以上の職員（Ⅰ） 7円（13円・20円）／回
- ② 訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の職員（Ⅱ） 4円（7円・10円）／回

☆ 事業所評価加算：130円（260円・390円）／月

要支援状態の維持・改善の割合が、厚生労働大臣の定める基準に適合している場合に加算されます。

※上記金額には、単位数の合計に1単位10.83円を乗じた金額です。（名古屋市は3級地のため）

※（ ）内は介護保険負担割合が2割・3割の場合の金額です。

*キャンセル

お休みをされる際は事前にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

医療法人聖生会
介護老人保健施設 リハビリス井の森
T e l （ 0 5 2 ） 8 9 9 - 5 5 8 8
F a x （ 0 5 2 ） 8 9 9 - 5 5 8 9